

令和元年第2回

太子町議会定例会会議録

開会 令和元年6月3日

閉会 令和元年6月14日

太子町議会

令和元年 第2回太子町議会定例会会議録目次

第1日（6月3日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	5
会期決定の件	5
選挙第1号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙	6
報告第3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）	6
議案第15号 町立中学校大規模改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）	9
議案第16号 太子町森林環境譲与税基金条例制定の件（町長提出議案）	11
議案第17号 太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第18号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）	11
議案第19号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）	12
議案第20号 平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	12
議案第21号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）	12
諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）	14
諸般の報告（監査）	15
散会	15

第2日（6月13日）

開議	19
一般質問	19
散会	52

第3日（6月14日）

開議	55
----	----

議案第16号	太子町森林環境譲与税基金条例制定の件（総務まちづくり常 任委員長報告）	55
議案第17号	太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件（総務ま ちづくり常任委員長報告）	55
議案第18号	太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	55
議案第19号	平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常任委 員長報告）	55
議案第20号	平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号） （総務まちづくり常任委員長報告）	55
議案第21号	平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福 祉文教常任委員長報告）	55
閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・ 生涯学習施設建設調査特別委員長）	61	
閉 会	62	

【第 1 日】

令和元年 第2回太子町議会定例会会議録

令和元年6月3日(月) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 選挙第 1号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第4 報告第 3号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第15号 町立中学校大規模改修工事請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第6 議案第16号 太子町森林環境譲与税基金条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第17号 太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第18号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第19号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第10 議案第20号 平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第21号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件（町長提出議案）
- 日程第13 諸般の報告（監査）

○議長（中村直幸君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

ここで皆様にお知らせを致します。地球温暖化防止の為、省エネルギー推進の一環として、本年もエコスタイルを導入致します。先日開催されました議会運営委員会から、10月末日までの本会議を含む全ての会議において、エコスタイルを実施したいと思いますので、議員の皆様及び職員の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

それでは開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 令和元年第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、4月30日をもちまして、先の天皇陛下がご退位されたことにより、平成の時代が終わり、翌5月1日に皇太子徳仁親王殿下が皇位を継承され、日本全体が新時代の到来を祝福する華やいだ雰囲気にも包まれる中、新しい元号、令和の時代が幕をあけたところでもあります。

新元号、令和は、日本最古の歌集である万葉集の初春の令月にして、気淑く風和らぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫すを典拠とする言葉であります。新元号、令和の考案者とされる国文学者、中西進氏がインタビューに応じ、元号の根幹にあるのは文化目標とした上で、令和の和について、和を以て貴しとせよを思い浮かべると述べ、17条憲法が流れているとの考え方を語られたとする記事を目にし、新たな時代、令和は人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ 和のまち“たいし”を町の将来像に掲げ、今、まさに聖徳太子没後1400年に向けた取り組みをより積極的に進めようとしている本町にふさわしい言葉であると共に、大きな後押しとなるものではないかと感じております。

そして、6月1日には、東京2020オリンピック聖火リレーイベントが開催され、聖火リレーのルート概要の公表が行われたところではありますが、見事、候補地として名乗りを上げておりました本町が、大阪府内の通過自治体の1つとして選ばれたとの発表がありました。

当日、公表された府内のルート概要では、4月14日に堺市をスタートし、ゴールとなる大阪市までの間で、18団体を通過するものとなっており、本町は2日目となる4月15日の府内14番目とされております。

今後においては、町内における通過コースの詳細な経路等が決定されると共に、開催経費の負担等につきましても必要になってくるものと思われまます。聖徳太子没後1400年を翌年に控え、この聖火リレーを前夜祭と位置づけ、関係機関等とも協議、調整等を図りながら、本町の魅力をよく広く、そして多くの方々に発信することが出来るよう進めてまいりたいと考えております。

更に、先月13日には、ユネスコ諮問機関が百舌鳥・古市古墳群について、世界文化遺産の登録が妥当とする勧告を行ったところであり、6月30日から開催されるユネスコ世界遺産委員会において、大阪初となる世界文化遺産への登録が正式に決定されれば、先に申しあげました聖火リレーに加え、本町にとって、千載一遇のビッグチャンスとなることから、機を逸することなく、実行委員会を中心とした聖徳太子没後1400年に向けた取り組みを更なるスピード感を持って進めることが求められるところであります。

又、これまで取り組んでまいりました日本遺産である竹内街道を生かした施策に加え、王陵の谷とも言われる多くの陵墓を始め、本町が有する数多くの歴史文化資源の積極的な活用が、今後、より重要性を増すものとも考えております。

何れに致しましても、引き続き住民の皆様を始め、聖徳太子没後1400年記念実行委員会、観光・まちづくり協会等、地域の多様な主体との連携、協働を図り、より一層本町の知名度アップ、シティーセールスに取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

それでは、本定例会へ提出致します案件でございますが、まず報告案件と致しまして、太子町税条例中改正の専決処分の件、事件議決案件と致しまして、町立中学校大規模改修工事請負契約締結の件、条例案件と致しまして、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件、他2件、予算案件と致しまして、平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）、他2件、諮問案件としまして、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件についてでございます。何卒よろしくご審議を頂きまして、ご議決並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（中村直幸君） 本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しまし

た。

これより、令和元年第2回太子町議会定例会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

○議長（中村直幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、山田議員、8番、寺町議員を指名致します。

○議長（中村直幸君） 日程第2、会期決定の件を議題と致します。

今回の定例会については、5月27日に開催されました議会運営委員会において検討頂きました結果、会期は、本日6月3日から14日までの12日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月14日までの12日間と決定致しました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配付しております通り、本日は提出されました全ての議案を上程致しまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させて頂きたいと思っております。

ただし、日程第4、報告第3号、日程第5、議案第15号及び日程第12、諮問第1号の3件につきましては、本日全員審議でお願い致します。

次に、委員会の日程ですが、6月4日に総務まちづくり常任委員会を、5日に福祉文教常任委員会を、6日に予算常任委員会をそれぞれ開催して頂きます。尚、審議が残りましたら7日の予備日を充てて頂きたいと思っております。又、追加議案等がありましたら、10日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

13日に一般質問で本会議を再開させて頂きますが、この一般質問の通告締め切りにつきましては、4日の午後5時とさせて頂きます。

14日に最終本会議を開催させて頂きまして、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

尚、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願い致します。

又、本定例会までに受理致しました陳情・要望書等につきましては、幹事長会にて、その取り扱いを決めて頂き、措置したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（中村直幸君） 日程第3、選挙第1号、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定致しました。

それでは、大阪広域水道企業団議会議員に阪口議員を指名致します。

只今、指名致しました阪口議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、只今指名致しました阪口議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。本席より会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。

○議長（中村直幸君） 日程第4、報告3号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、報告の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今川新八君） おはようございます。

報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、原則として本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付けで専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容と致しましては、ふるさと納税制度において、特例控除の対象となる地方公共団体を総務大臣が指定することとした改正に伴うもの、所得税の住宅ローン控除の改正により、控除期間が延長されることに伴うもの、又、高規格堤防の整備により移転する家屋に係る固定資産税の減額措置、軽自動車税のグリーン化特例を3段階で改正し、適用対象を電気自動車に限定することとしたことに伴う1回目の改正、その他法改正にあわせた規定、文言の整理を行ったものでございます。

以上の通り、専決処分致しましたので、同法同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げ、ご承認を求めるとでございます。

恐れ入ります。改正内容についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお願い致します。

1頁の寄附金控除の第34条の7、恐れ入ります、2頁の寄附金税額控除における特例控除額の特例の第7条の4、次の頁、3頁の個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の第9条、次の頁、4頁です。第9条の2、これらは個人住民税のふるさと納税制度において、返礼品をめぐる諸課題に対応すべく、特例控除の対象となる地方公共団体を、あらかじめ総務大臣が指定することとしたことによる、関連部分の改正を行っております。

恐れ入ります。再度、新旧対照表の1頁に戻って頂けますでしょうか。

附則の第7条の3の2の改正は、こちらも個人住民税に関するもので、所得税における住宅ローン控除の改正により、住宅ローン控除措置期間が再延長となることで、所得税から控除し切れない額について、個人住民税で税額控除を行う改正を行っております。

4頁をお願い致します。

附則第15条第2項第1号の条例で定める割合の第10条の2の第5項から、次の頁、5頁の同条例第26号までの改正につきましては、流通業務の総合化及び効率化の促進

に関する法律の改正に伴って、固定資産税等の課税標準の特例に差異が生じないように、項ずれ等の整理を行っているものでございます。

5頁の新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の第10条の3の条文では、第6項として、河川法において規定されている高規格堤防の整理に際し、事業用地上にある家屋の移転補償を受けた者が仮移転し、事業整備後に新たな家屋を新築した場合の固定資産税について、5年間に限り減額するとした条文を挿入し、それ以後に生じる項ずれの整理を8頁に渡って行っております。

恐れ入ります。8頁の方をお願い致します。

軽自動車税の税率の特例の第16条から、恐れ入ります、11頁の軽自動車税の賦課徴収の特例の、第16条の2の改正につきましては、軽自動車税に関し、グリーン化特例として、環境性能割を軽自動車に導入されることを契機に、適応対象を最終的に電気自動車に限定させるというもので、現行の環境性能基準を3段階に分けた見直しを行っております。この度の改正は、第1段目の改正となっております。

恐れ入ります。議案書の3頁をお願い致します。

新旧対照表から見たら3頁前になります。

一番下段の方でございますが、附則でございます。施行期日の第1条です。改正条例は、本年4月1日としますが、個人住民税におけるふるさと納税制度に関するものにつきましては、本年6月1日を施行日と致しております。

次の頁をお願い致します。

町民税に関する経過措置の第2条、そして更に次の頁、固定資産税に関する経過措置の第3条及び軽自動車に関する経過措置の第4条につきましては、それぞれの適用年度と経過措置に関する規定を設けております。

説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、専決処分の説明がありました。

お諮り致します。

報告第3号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会付託を省略

致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第3号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告の通り承認されました。

○議長（中村直幸君） 日程第5、議案第15号、町立中学校大規模改修工事請負契約締結の件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（田中 清君） 議案第15号、町立中学校大規模改修工事請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、町立中学校大規模改修工事を実施する為、本年4月25日、14社を指名し、7社による指名競争入札を行いました結果、1億716万1千920円で、栗本建設工業株式会社が落札者に決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号、太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。議案書の2頁をお開きお願いします。

工事内容は、屋上防水改修1284平方メートル、教室床改修959平方メートル、廊下、階段床改修661平方メートル、受水槽改修一式等でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札で、株式会社今西組他14社により、4月

12日に現場説明を行い、4月25日に入札を執行しております。

1頁をお願い致します。

入札経過書でございます。株式会社新井組大阪支店他7社が事前辞退した為、7社による入札を行った結果、栗本建設工業株式会社、吉原建設産業株式会社、株式会社シマ、株式会社山本工務店、西野建設工業株式会社の5社が最低制限価格の9千922万4千円で入札されましたことから、地方自治法施行令第167条の9第1項の規定に基づき、くじの結果、栗本建設工業株式会社に決定し、4月26日に仮契約を締結したものでございます。

尚、工期につきましては、9月30日まででございます。

以上で説明を終わります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 議案第15号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第15号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号、町立中学校大規模改修工事請負契約締結の件は、原案通り可決されました。

○議長（中村直幸君） 日程第6、議案第16号から日程第8、議案第18号まで、これら3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

まずは、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、本年3月29日に公布されました。法律では、市町村が実施する森林の整備、及びその促進に関する施策の財源に充てる為、森林環境税について必要な事項を定めると共に、その収入源に相当する額を森林環境譲与税として市町村に対し、譲与するとしています。このことを受け、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、森林環境譲与税を太子町内の森林の整備及びその促進に必要な事業に要する費用に充てる為に資金として積み立て、又は運用することを目的に、本条例を制定するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、第8次地方分権一括法案により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、本年4月1日に施行されることに伴い、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例において、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、災害援護資金の貸付利率を各自治体で独自に設定することが出来るようになったこと等を踏まえ、貸付利率を保証人の有無に応じて引き下げると共に、償還方法についても、新たに月賦償還を追加するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、本年3月29日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、太子町介護保険条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、本年10月に予定されている消費税率10%への引き

上げにあわせて、低所得者の介護保険料のさらなる軽減が実施されることに伴い、第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料率を軽減するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件、議案第17号、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に、議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件は、福祉文教常任委員会にそれぞれ付託致します。

○議長（中村直幸君） 日程第9、議案第19号から日程第11、議案第21号まで、これら3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

まずは、総務部長。

○総務部長（今川新八君） 議案第19号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7千676万8千円を追加し、総額を53億6千883万7千円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、地域公共交通事業や災害対策事業に伴う経費、消費税増税に伴う介護保険低所得者保険料の軽減強化及び町会への一般コミュニティの助成の他、プレミアム付商品券事業、公共施設個別施設計画策定事業等について予算計上致しております。歳入につきましては、歳出の増額に伴う財源として、国庫支出金、府支出金及び諸収入等で措置し、残りを財政調整基金の繰入金にて財源調整を行っております。

以上の通り、本補正予算を提案する次第であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ104万円を追加し、総額を1千616万2千円とするものであります。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、平成30年度に実施致しました文化池の災害復旧事業に係る国費が、本年度に交付されることになり、国庫支出金の確定に伴って地元負担金も確定することから、一般会計への繰出金を増額致しております。歳入につきましては、歳出の増額に伴う財源として、山田財産区基金繰入金の増額をもって対応致しております。

以上の通り、本補正予算をご提案するものでございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ32万4千円を追加し、総額を12億1千150万1千円とするものであります。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、本年10月の消費税率10%への引き上げにあわせて予定されている、低所得者の介護保険料軽減強化等に伴う電算機器プログラム変更等委託料の増額を行っております。歳入につきましては、国庫補助金及び一般会計繰入金の増額を行っております。

以上の通り、本補正予算を提案するものであります。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第19号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）を予算常任委員会に、議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）を総務まちづくり常任委員会に、議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を福祉文教常任委員会にそれぞれ付託致します。

○議長（中村直幸君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（浅野克己君） 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の佃井恵一氏及び刀根道夫氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて両氏を人権擁護委員の候補者として、法務大臣へ推薦させて頂きたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村直幸君） 只今、提案理由の説明がありました。

お諮り致します。

諮問第1号は、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

諮問第1号を原案通り適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件は、原案通り適任とされました。

○議長（中村直幸君） 日程第13、諸般の報告を議題と致します。

監査委員より、例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承を願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

これもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

よって、会議を散会と致します。

本日はご苦勞様でございました。

（午前10時08分 散会）

【第 2 日】

令和元年 第2回太子町議会定例会会議録

令和元年6月13日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録における本町への影響について……………山田 強君
- ・ 本町の人口減少、少子化対策について……………森田忠彦君
- ・ 太子町東交差点北西部の土地活用は…………… 〃
- ・ 地域公共交通の再編で、更なる充実を……………西田いく子君
- ・ 障がい者への防災対策「避難支援行動マニュアル」の作成を… 〃
- ・ 農業を活かしたまちづくりを……………阪口 寛君
- ・ 広域連携の方向性について……………村井浩二君

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させて頂きましたところ、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより定例会を再開致します。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございますので、よろしくお願い致します。

○議長(中村直幸君) 日程第1 「一般質問」を行います。

今回の一般質問の通告者は、お手元に配付しております一覧表の通り、5名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして順次発言を許します。

まず1番目、山田議員の質問を許します。

山田議員。

[7番 山田 強君 登壇]

○7番(山田 強君) おはようございます。7番、政友クラブの山田でございます。通告により質問をさせていただきます。

今回のテーマは、隣の町の百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の本町への影響についてでございます。

初めに、5月の10連休の中、元号が令和に変わり、新しい時代が幕を開けました。安心・安全、平和を願う我々に飛び込んできたニュースは、大津市の保育園児が犠牲になった交通事故、川崎市の通り魔事件、そして元高級官僚の長男刺殺事件、これらは子どもの交通安全対策と8050問題、所謂80歳代高齢者が50歳代を支えるひきこもり問題をクローズアップさせることになりました。現在、全国で40歳から64歳まで約61万人が半年以上自宅に引きこもっていると言われております。東京ではひきこもり支援を34歳までとしておりましたが、35歳以上に広げたそうであります。このように、新元号のスタートは、お祭りムードとは裏腹に波乱含みとなってしまいました。

そのような中、5月14日に朗報が飛び込んで参りました。かねてより、堺市、藤井

寺市、羽曳野市が世界遺産への登録を目指しておりました百舌鳥・古市古墳群について、その諮問機関である国際記念物遺跡会議、通称、イコモスが世界遺産への登録が妥当であると世界遺産委員会に勧告したと文化庁より発表がありました。これにより、世界遺産への登録が決定的となった訳であり、初めての府内での世界遺産ということで、堺市、藤井寺市、羽曳野市では、住民の盛り上がりは勿論のこと、観光産業を始めとする地域の活性化が大きく期待されております。

さて、本町にも叡福寺にある聖徳太子御廟と推古、用明、敏達、孝徳といった立派な天皇陵を中心とした、大小の古墳が数多く点在しており、又、現在、教育委員会で保存整備を進めて頂いております、二子塚古墳につきましても、全国的にも珍しい双方墳として、歴史的価値のあるものと説明を受けております。

そのような中、5月の文化庁の発表以後、住民からはそれら本町の御陵古墳と百舌鳥・古市古墳群との違いは何なのか、町の御陵も世界遺産にならないのかとの声をよく耳にします。堺の仁徳天皇陵、藤井寺、羽曳野の応神天皇陵といった世界最大規模の陵墓は知られているものの、その他の陵墓については殆ど知られておりません。本町にも町のシンボルとして歴史的にも素晴らしい陵墓が点在しておりますが、これらと百舌鳥・古市古墳群との関係性や違いはどのようなもののでしょうか。百舌鳥・古市古墳群が世界遺産を目指すこととなった当時、本町としても同様に世界遺産を目指す輪の中に参加することは出来なかったのでしょうか。又、今後、本町の陵墓との関連づけについてもお尋ね致します。

○議長（中村直幸君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） おはようございます。

百舌鳥・古市古墳群と本町の陵墓との関係等につきまして、答弁させていただきます。

世界遺産は文化庁の推薦を受け、文化審議会、文化財分科会や世界文化遺産特別委員会等の審査を経て、ユネスコの世界遺産委員会で登録が決定されるものであります。現在、日本では法隆寺、姫路城、又、最近登録されました長崎、大浦天主堂を始め、文化遺産が18ヶ所ございます。知床、屋久島、白神山地、小笠原諸島等、自然遺産が4ヶ所、合計22ヶ所が世界遺産に登録をされております。

この度、文化庁が世界遺産に推薦をし、国際記念物遺跡会議、通称、イコモスが世界遺産委員会に登録を妥当であると勧告をした百舌鳥・古市古墳群の内容は、堺市、羽曳野市、藤井寺市に所在する古墳49基が対象であります。仁徳天皇陵、応神天皇陵を始

め、国指定史跡、宮内庁の管理する陵墓であると公表をされております。

百舌鳥古市・古墳群は、平成22年11月に大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市の共同登録推進本部によりまして、文化庁の方に提案書を提出されているものであります。

その歴史的価値としては、1つ目は、全国に20万基以上あると言われております古墳の殆どが、3世紀後半から7世紀にかけて作られたものであります。中でも百舌鳥・古市古墳群は、世界最大の墳墓として有名な仁徳天皇陵や応神天皇陵を含み、前方後方墳、円墳、方墳等、大きさや種類の違う古墳が集まった日本古墳の代表例となっております。

2点目は、百舌鳥・古市古墳群は、5世紀前後の倭の国王を中心とした支配者層の墳墓と考えられ、世界的にも中国南朝に使者を送った倭の五王の墳墓が含まれている可能性が高く、日本列島の国家形成過程を示すモニュメントであると同時に、古墳文化という世界的に他に例を見ない文化がかつて存在したことを物語る遺産として、普遍的な価値を持つものとされております。

ご質問にありましたが、本町にも聖徳太子御廟を始めとする推古、敏達、用明、孝徳の梅鉢御陵や国指定史跡二子塚古墳等、古墳と判明しているもので28ヶ所、又、河南町との境界にある一須賀古墳群には、約160基の古墳が点在をしております。

先程申し上げましたように、今回の百舌鳥・古市古墳群は、5世紀前後の日本の国家形成時代の天皇陵を中心としたものであり、本町の古墳は最も古い敏達天皇陵であっても、6世紀後半から7世紀前半のものであり、築造された時代や様相も異なっております。

しかし、今後、同じ古墳や天皇陵ということで、本町の史跡や梅鉢御陵への関心も高まり、又、大阪府唯一の古墳専門の博物館であります、府立近つ飛鳥博物館には、仁徳天皇陵の150分の1の再現模型が展示されております。歴史ツアー等、観光客が増加されることが予想されます。本町の竹内街道歴史資料館とのコラボとして、府内で初めて日本遺産に登録をされました横大路・竹内街道、百舌鳥・古市古墳群と本町の梅鉢御陵、更には、明日香村の高松塚古墳を結ぶ日本最古の街道として紹介する企画等に、取り組んで参りたいというふうに考えております。

○議長（中村直幸君） 山田議員。

○7番（山田 強君） 百舌鳥・古市古墳群と本町にある陵墓との時代に差があり、その歴史的な背景も異なることについてある程度理解はしてはしておりますが、わかりやすく説

明して頂き、ありがとうございました。

さて、今回の百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録は、隣の市のこととはいえ、身近で聞き覚えのある古墳が世界的にも注目を浴びることとなり、多くの観光客や歴史ファンが訪れることが予測されます。報道によりますと、堺市では大幅に増加すると予測されるインバウンド等の観光戦略として、スマホ向けの周遊アプリの整備、古墳群を上空からバーチャルリアリティー体験出来る機器の増設、古墳と伝統産業工房へのアクセス整備や、同じ世界遺産高野山がある高野町との連携に期待を寄せ、古墳と高野山をめぐるツアーや、高野山の宿坊体験を堺市の寺院でも出来ないか等、堺市観光当局では、様々な事案構想に取り組んでいるようであります。

太子町では、第5次総合計画の中で、町の魅力を生かした交流の推進として、聖徳太子御廟を始めとする数々の古墳群や、府内で初めて日本遺産に認定されました竹内街道等の歴史的遺産、二上山等の自然環境を活用し、その魅力発信に努めるとされており、又、竹内街道は百舌鳥・古市古墳群と太子町の古墳群、更には明日香村の高松塚古墳等へと繋がる重要な街道であったとも聞いております。そういった点からも、この度の世界遺産登録は、本町にとって、またとないチャンスではないでしょうか。

太子町でも2021年には、聖徳太子没後1400年を迎えるところであり、現在、実行委員会で闊達に議論されていることと思います。この百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録と日本遺産竹内街道、又、聖徳太子没後1400年と繋げ、今後の太子町の活性化をどう図っていくのか、お尋ね致します。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） 百舌鳥・古市古墳群、世界遺産登録の影響が、今後の本町の活性化にどのようにつながるかについて、私の方から答弁申し上げます。

現在、観光を主目的とした町の活性化に向けた取り組みと致しましては、議員もご承知のように、竹内街道の日本遺産認定による事業を大阪から奈良に結ぶ10市町村により展開中であります。

その内容の一部ですが、10市町村が一体となり、街道周辺の魅力を紹介する観光パンフレットの作成や、インバウンドを対象としたホームページの開設、ブログサイトへの旅行記の掲載等、幅広いターゲットを対象とした情報発信を強化しています。その他、今年の2月には、竹内街道・横大路（大道）の歴史や魅力を紹介するシンポジウムを東京都内で開催し、大変大きな反響と成果を上げることが出来ております。実行委員会の

ホームページでは竹内街道のみならず、叡福寺や聖徳太子御廟等の紹介も行っております。又、聖徳太子没後1400年の節目の年を2年後に控え、町内では今年度は広報活動、そして計画立案を中心に、聖徳太子御廟を始めとする本町の歴史資源を活用した事業を進めております。

今後、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が決まれば、国内外に向けた動きに更に拍車がかかるものと期待しております。大阪府内初の世界遺産登録を契機として、唯一仁徳天皇陵のレプリカや、古墳群を紹介しております、近つ飛鳥博物館への来訪者もおのずと増加が見込まれると予測しております中、推古天皇陵を始め、日本遺産機構文化財にも、登録された王族クラスの古墳群が集積する本町と致しましても、この近つ飛鳥博物館と尚一層の連携を図り、町内各資源を結ぶウォークコースの設定等、本町への誘客に繋げる工夫を行い、この好機を聖徳太子の町、日本遺産の町として、世界に向けて発信していく大きなチャンスであると捉えています。

観光振興による町おこし、誘客については、色々な事業の積み重ねを通じる中で、やがて多くの人々の目にとまり、一度訪れてみたいという行動喚起につながるものと考えております。ややもすると短期的な視点に陥り、大きな効果を見込めず、場当たりの打ち上げ花火を上げてしまいがちであります。日本中を席卷したゆるキャラブームも過ぎ、現在も活動を継続している自治体のキャラクターは、数えるほどであります。しかしながら、本町の公式マスコットキャラクターのたいしくんについては、その活動を積み重ねてきたことにより、イベント等への参加要請を数多く頂きながら、着実に町のPR活動を行ってきたという実績がございます。

冒頭に申し上げましたが、日本遺産事業につきましても、それを紹介するPR動画等を庁舎1階のホールや竹内街道交流館で放映することで、住民の皆様を始め、来訪者に対し、認知頂けるよう努力を進めているところであります。

過日、発表されました、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーにおきましても、大阪府内で唯一の町でのルートが選定されたのも、この竹内街道が日本遺産認定を受けた成果の現れの1つだというふうに感じております。

何れにしましても、観光だけでは本町の町おこしは難しく、観光、そしてまちづくりといった、一見地道な活動の積み重ねの中こそ、人や物が集まる町おこしのヒントがあるのではないかと考えております。本町の今後の観光まちづくりに引き続きご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村直幸君） 山田議員。

○7番（山田 強君） ありがとうございます。

答弁にもありましたように、2020年4月15日には、東京オリンピックの聖火リレーのルートに太子町が選ばれました。又、2021年の聖徳太子没後1400年遠忌、2025年には大阪万博と、町おこしのチャンスとなり得るビッグなイベントが続きます。

本町の古墳群、隣町、河南町の古墳群、そしてその中心に位置する安藤忠雄氏設計の府立近つ飛鳥博物館、南河内はまさしく歴史遺産の宝庫と言えます。百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を機に、河南町と共に連携し、今後大阪府にも働きかけをすることで、貪欲に歴史遺産を活用した町おこしに繋げて頂くようお願い致しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中村直幸君） これにて、山田議員の質問を終わります。

次に、2番目、森田議員の質問を許します。

森田議員。

〔2番 森田忠彦君 登壇〕

○2番（森田忠彦君） 議席番号2番、町民ファーストの会、森田でございます。通告に従いまして、本町の人口減少、少子化対策について質問致します。

6月8日の各新聞紙上に、厚生労働省から、平成30年度の人口動態統計が発表されました。女性が生涯に産む子どもの推定人数を示す合計特殊出生率が1.42で、前年度を下回り、3年連続マイナスで、政府が掲げる令和7年までに出生率を1.8の目標達成には厳しさを増しています。母親の年齢別出生数では、45歳以上が1千659人と唯一増加しておりますが、40歳以上の出生数は5万3千人と、晩産化が加速しています。出産世代とされる15歳以上の女性の人口は、今後ますます減少する為、出生数は更に減っていくと思われまます。

そこで、本町の人口のピークはいつ頃で、又、現状において減少状況についてお尋ねします。

又、町長が公約とされております誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町の実現に向けて、これまで取り組まれてきた施策はどのようなものがあるのか、お尋ねします。

最後に、今後においても人口減少、少子化対策は取り組まなければならないものと思

っておりますが、どのような対策を考えておられるのか、以上3点についてご答弁を願います。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） 本町の人口減少、少子化対策について、私の方から答弁申し上げます。

本町の人口につきましては、平成17年の国勢調査で人口1万4千483人、高齢化率が16.5%、15歳未満が17.4%であったものが、10年後の平成27年、国勢調査では人口1万3千748人、高齢化率が26%、15歳未満が13.6%となり、人口におきましては、735人の減少となったところであり、本年5月1日現在の住民基本台帳人口では、1万3千374人、高齢化率28.3%、15歳未満が12.2%となっております。

こうした状況の中、本町では人口が減少し、少子化が進展するという人口構造の変化に対応すべく、太子町まち・ひと・しごと創成総合戦略により、生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、子育て世代が安心して妊娠、出産、そして子育てが出来る環境を実現する為、妊娠期から子育て期にわたるまで一貫した切れ目のない、きめ細やかな支援を行う為に、子育て支援課を設けると共に、子育て支援課、保健センター、教育委員会での子育て支援を行う為の横断的な取り組みと致しまして、子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない事業を致しております。

具体的に申し上げますと、子どもが欲しいと望んでおられるにもかかわらず、子どもに恵まれないご夫婦に対する、特定不妊治療に要する費用の一部助成や、多胎児妊婦に対する健診助成、又、次世代を担うこととなる子ども達の出産に対する祝い品や、子育ての節目となる小中学校入学時での祝い品の贈呈、多子世帯に対する幼稚園、保育園の保育料助成等、府内でも数少ない住民と身近に行えるような太子独自の子育て支援パッケージ事業を行っております。加えて、小学校並びに中学校における完全給食の実施や、町立学校園全ての教室の空調設備を行う等、教育環境の充実を図ってきたところであります。

又、地域への愛着心の醸成と地域の確かな暮らしを支える基盤づくりと致しまして、3世代同居・近居支援並びに新婚新生活支援としての助成を行うことにより、転入促進も図っているところであります。

今後におきましても、我が国における人口減少、少子高齢化は更に進展することが見

込まれるところであり、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月公表データでは、2045年における大阪府の推計人口が733万5千352人で、平成27年国勢調査人口から150万4千117人、17%減少するとした数値が示されているところでもあります。

本町においても、こうした人口減少の傾向は避けられないというところではありますが、第5次総合計画を基本の柱とし、引き続き子育て支援並びに教育環境等の充実を図ることにより、誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町の実現を目指して参りたいというふうに考えております。

○議長（中村直幸君） 森田議員。

○2番（森田忠彦君） ありがとうございます。

いろんな施策をされているということを確認した訳でございますが、これだけのことを住民の皆さんが周知されているのであろうかと思うと、殆どご存じないと思います。太子町の町長の今までの実績は大いに評価しております。そこでもう一步、近隣の市町村より飛び抜けた施策を取り入れて、太子町の素晴らしさ、又、町長自身もアピールして、誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町の実現を目指して、1人でも多くの人口を増やして頂きますようお願い致します。

続いて、2問目で、太子町東交差点北西部の土地活用について質問させていただきます。

昨年の12月議会で、西田議員がこの件に関して質問され、その答弁で、草刈り業務委託料として180万円計上され、年明けには作業に入ると答弁されておりますが、令和元年の予算を見ると、同じ180万円の予算しか計上されていない。これでは草刈りだけで何の進展もないのではないかと、との思いで再度質問させていただきます。

この寄付された土地の面積、又、坪数にしてどれぐらいか、又、昨年度に草刈りをされて、平坦な部分の地形が確認出来るようになったが、それ以外の法面の草や竹藪、高木等は残っている。今年はどうのようにされるのか、お尋ねします。

次に、今後の土地活用についてですが、この地域は都市計画法等に基づき、規制があるかと思いますが、草刈り等だけで毎年180万円の経費がかかっております。広大な土地でもあり、何らかの土地活用をすべきではないでしょうか。現在、和みの広場でのイベント時には、駐車場として青少年グラウンドを使っておりますが、このグラウンドへのアプローチは急勾配の坂道で、非常に危険であると思います。土地活用の計画が決まるまで、イベント時等の仮の駐車場として、活用出来ないものでありましようか。併せ

てお尋ね致します。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 太子町東交差点北西部の土地活用についてのご質問でございますが、私の方からご答弁させていただきます。

まず、土地の面積についての質問でございますけれども、公簿面積で1万2千438平方メートル、坪数にして約3千769坪ということになってございます。

昨年度は、隣接の土地所有者の方々と立ち会いを行い、土地の現状把握、又、草刈りや家屋等に隣接している竹藪、雑木の伐採を行う等、土地の維持管理に努めてきたところでございます。

今年度は、既に府道美原太子線沿いに、ごみ等の不法投棄防止用のバリケードを設置し、又、シルバー人材センターに除草剤の散布や草刈りを発注したところでございます。法面や竹藪、雑木伐採等につきましては、隣接の土地所有者や向少路町会とも協議を行いながら、対応して参りたいというふうに考えております。

次に、今後の土地活用についてのお尋ねでございますが、当該土地は、本町の都市計画マスタープランにおいては、住宅系誘導地域ということになっております。幹線道路に適した土地利用等、良好な新市街地や既存集落地と調和した良好な住宅の誘導を図ることとしております。

又、一方、市街化調整区域における地区計画ガイドラインでは、地区計画の面積は原則として5ヘクタール以上、住宅の用途としては、第1種低層住居専用地域で、戸建て住宅に限定されていること等から、昨年12月定例会においても、西田議員の一般質問においてもご答弁させて頂いておりますように、本町の第5次総合計画や、都市計画マスタープランの土地利用方針との整合性も考慮し、関係機関との協議や、議会ともご相談をさせて頂きながら、各種法規制の範囲内で将来のまちづくりも見据えた上での土地活用につきまして、検討を進めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 森田議員。

○2番（森田忠彦君） ありがとうございます。

せっかく広大な土地を頂いたのですから、住民の意見、議会で活用方法等を議論して、早急に活用計画を立てるべきだと思います。

又、人口減少対策として、広大な土地の一部に50区画ぐらいの宅地造成をすれば、

250人ぐらいの人口がすぐに見込めるんじゃないかと思います。そういう意味で、転入促進策としての宅地造成を含めて、検討して頂きますよう要望致しまして、質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて、森田議員の質問を終わります。

次に、3番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔6番 西田いく子君 登壇〕

○6番（西田いく子君） おはようございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

1問目、地域公共交通の再編で、更なる充実をについてお尋ねします。

5月31日に開かれた平成31年度の第1回地域公共交通会議で、今年度12月には、基幹交通を先行して実証運行を始めるとのスケジュール案が示されました。金剛バスが上ノ太子駅から聖和台を循環し、太子中央線を通る新路線にバスを走らせるとのことです。念願の太子中央線を走る公共交通が出来るということは、本当に喜ばしいことです。これからは、今まで太子町内を走っていた従来の金剛バスの路線と福祉センターバス、乗り合いワゴン車に加え、太子町線を走る新たなバスが加わったことで、今以上に充実した施策になると信じて参りました。ですから、何度も地域公共交通と福祉施策は違うんですよと、福祉施策は守られるんですよと尋ねて参りました。

昨年の12月議会では、地域公共交通施策は地域を活性化する施策であり、福祉施策というのは、機会均等の趣旨から自由に移動出来ない人々に交通手段をどのように提供することが出来るかが主な目的、この3月議会では、路線バス等、従来の公共交通による移動が困難な方、利用が難しい方々等に対しては、福祉施策としての様々な移動支援やサービス等の確保は必要であると答えてもらって来ました。それでも、この地域公共交通会議を傍聴する度に不安になるので、くどいようですが、改めて再編によって、今まで福祉センターバスや、乗り合いワゴン車を利用していた人が、利用出来なくなるということはないのか、このことをお尋ね致します。

なぜ心配になるかといいますと、地域公共交通会議で太子町の地図に路線を落とし込んだ交通体系案をもらったのですけれど、町内全域を走っていた福祉センターバス路線が太子、葉室、聖和台地区等から消えているように思います。乗り合いワゴン車の存続についても、58ヶ所の停留所は変わらないとの話がされていましたが、今のワゴン車

のように停留所からどこの停留所にでも行けるように資料には書かれておらず、サロンや福祉センター以外に行けるかどうかはちょっとわかりません。

乗り合いワゴンが運行し始めた頃、議会で現地を視察した際、春日地区の方の日ノ丸出荷所まで今までだったら歩いていかなければならなかったけれども、それで福祉センターに行くのを諦めていたけれど、乗り合いワゴン車が走るようになったので、また通えるようになった、又、近所の方も誘って、福祉センターに通っているという話がありました。住民の方が乗り合いワゴン車が走り出したことで、福祉センターまで行きやすくなった上に、この福祉センターで行う予防事業が充実していることもあって、私は昨年8月にこの福祉センターに視察に行きましたけれども、本当に多くの住民さんでにぎわっていました。年齢を重ねる中で介護保険を利用することにならないように、町も福祉協議会も予防に力を入れて頑張ってくれています。こういった頑張りがあって、歩くことが出来、介護認定も受けない人達が、引き続きこれまでと変わりなく社協を利用し続けることが出来るのでしょうか。

太子町地域公共交通の再編案については、持続可能な地域公共交通という考えのもと、公共交通を利用出来る人、公共交通の利用が困難な人、この2つで分けていますが、この分け方は身体的なことだけを指しているのでしょうか。主に身体的な理由で、公共交通を利用することが困難な人と、主にながっていますので、料金が発生することで、生活が苦しい、お金の面で大変な人も困難な人のくくりに入るのでしょうか。介護を必要とする手前で、福祉センターでの予防事業に通う人が減ることになれば、健康福祉部、高齢介護課や社会福祉協議会が一生懸命頑張ってきた施策を後退させ、要介護者を増やすことにならないのかと思うのです。一人ひとりの住民さんの利用状況を見て、誰一人、今の制度から後退がない地域公共交通の再編を考えているのでしょうか。乗れなくなるんじゃないかという、心配しなくていい、これまでより良くなります、後退させないよ、こう言ってほしいのです。答弁をお願いします。

次に、先行して実施されようとしている基幹交通、金剛バス路線についてお尋ねします。

金剛自動車の方が地域公共交通会議に参加してくださる中で、太子町の住民さんの状況を知り、新路線を作ると言って頂けました。せっかくバスが走るのですから、乗客を確保するお手伝いも必要だと思います。太子町地域公共交通網形成計画には、様々な目標が掲げられていますが、基幹交通を担う金剛バスの乗客を確保する為に、町は何が出

来るのでしょうか。何をしようとしているのか、考えているのでしょうか。駅までマイカーを利用している通勤、通学客をバスに誘導することや、高齢者に免許証を返納してもらう仕掛けとか、太子町に観光客を呼び込む仕掛けを作る等、具体的に考えているのでしょうか。それとも、これらのことは地域公共交通会議で全て決めることで、町から提案はしないのでしょうか。

先日の第1回の会議で、会長が総務と福祉が連携して、公共交通について考えている太子町は本当に素晴らしいと褒めてくださいました。公共交通を利用した周辺観光の推進をここで目標に掲げるのであれば、まちづくり推進部、観光産業課にも観光に関する知恵を借りては如何でしょうか。地域公共交通で民間事業者と共存共栄を言うのであれば、町内の業者への共存共栄支援策を考えてもいいと思います。又、役場前に待合室を作るのであれば、教育委員会、生涯学習課で進められている生涯学習施設も視野に入れて考えた方がいいのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。町内の様々な部や課、施策と地域公共交通は、関連して考えられているのでしょうか。答弁をお願いします。

6月号広報で、小川会長の文章に、4月の下旬、金剛自動車から基幹交通のルート案の提示がありましたと書かれていました。私が住む磯長台では、5月の自治会ニュースでいち早くこのことが知らされました。私はこの新路線の進捗状況が第1回の会議で一番知りたかったのですけれども、聖和台と磯長台とでは、受けとめ方に差があるような話がありました。ルート案、バス停について等、この間、どこまで話が進んでいるのでしょうか。

小川会長は自治会の協力があってこそ、ルートやバス停が決められるのだからとスケジュール通りに進める為にも、ここに参加している委員さんは住民代表なのですから、地域に説明する責任がある、そうおっしゃいました。これは本当ですか。この会議に参加する委員さんにそこまでの責任があるのでしょうか。私達議会議員のことを住民代表というのであれば、それはその通りだと思いますけれども、委員さんは地域を代表して出て来ていなかったようには思います。会議に参加している委員さんが、地域住民に説明する義務があるかのように言うのであれば、その責を担っている議員を委員に追加出来ないのでしょうか。太子町地域公共交通会議条例には、委員は25人で組織するとありますけれども、今は多分22人だったと思います。まだ、25人いませんから、何人かは参加出来ると思うのですけれども、今からでも議員を加える考えはないのでしょうか。

か。

こんなことを言いたくなるのは、何回も福祉施策は守られるのかと尋ねなければならぬ程、この会議の中で町の福祉施策を守るという姿勢が見えてこないからです。又、逐次議会に報告するからということで、議員を入れなかった経緯がありながら、6月議会前の勉強会で示されたのは、役場前にバス停を移動する話だけでした。第1回の地域公共交通会議で話し合われた内容を、議員全員が知ることが出来たのは、この6日の全員協議会でした。これのどこが逐次説明なののでしょうか。お尋ねします。議会は、地域公共交通会議で決まったことを追認すればいいということなののでしょうか。議会と地域公共交通会議との関係の説明をお願いします。

最後に、基幹交通は金剛自動車、この金剛バスが担うことが決まったようです。現時点の金剛バスのルートや料金、運行本数等、知りたいことが本当に山程あります。どこまで決まっているのでしょうか。又、支線交通が本当にこれからどうなっていくのか、よく分かりません。地図で示された支線交通は、福祉センターをそのまま使うのか、ワゴン車を使って補うのか、これもいま一つ、はっきりしません。スケジュールには福祉センターバス利用者、予約型乗り合いワゴン車利用者等への地域公共交通再編案の説明が示されていますが、住民への説明、広報、意見を聞く場をどのように持つのでしょうか。公共交通会議を傍聴していても、この間の全員協議会で質疑をしても、全容がまだはっきり見えてきません。住民の皆さんにも知らせる必要もありますし、私達議員も知りたいですから、分かっていること、考えていることを全てこの場で明らかにしてください。

以上、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 総務部長。

○総務部長（今川新八君） 地域公共交通の再編で更なる充実に関するご答弁について、私の方からご答弁申し上げます。

地域公共交通の再編につきましては、昨年度に策定致しました、太子町地域公共交通網形成計画における基本方針、及び目標達成の為の施策に基づき、本町の地域公共交通について、将来にわたって持続可能なものとし、より多くの住民の皆様にご利用頂ける望ましい地域公共交通の構築を目指しているところでございます。今後、それを進めるに当たりまして、予定を致しております社会実験でもある支線交通の実証運行、新たに外出支援相談窓口を設置し、移動困難な方へのサポートを行うこととする福祉施策の移

動サービス、又、福祉センター利用者への支援制度等についても、評価、検証を行いながら、都度、必要な改善や見直しを行いながら、地域公共交通のより良いあり方を継続的に検討していくこととしており、公共交通会議においても評価頂いたところでございます。

又、太子町地域公共交通網形成計画につきましては、上位計画である第5次太子町総合計画、太子町都市計画マスタープランとの整合及び、福祉、教育、観光等における各種計画との連携を図るものと位置づけており、中でも観光施策等との連携等についても示しているところでもあり、必要に応じて見直しを行うことと致しております。

地域公共交通会議の委員につきましては、多くの方々に地域公共交通に対する関心を高めて頂けるよう、各種団体等の中から町長が委嘱されたものであり、会長も同様に変わりないところでございます。

議員も会議の委員にということにつきましては、地域公共交通会議は、法律に基づいて条例で設置される為、平成30年3月定例会におきまして、太子町地域公共交通会議条例のご審議においても、議決機関としての議員は、委員に入らないことでの認識のもとで、全会一致にてご議決を頂いたものであることを理解致しておりますので、その点、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、議会と地域公共交通会議との関係につきましては、地域公共交通会議は、道路運送法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、先程も申し上げましたが、太子町地域公共交通会議条例における所掌事務に列記された各種事項について、協議を行うものとしており、先般、ご提示をさせて頂きました太子町地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編案等も、これにより作成致したものでございます。

今後におきましても、より具体的な立案を進めていくこととなる為、地域公共交通会議での議論を踏まえながら、都度、議会の方へご報告とご協議をお願いすると共に、十分な議論を重ねて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

尚、又、基幹交通として運行して頂く金剛自動車の新たなバス路線として、上ノ太子駅を起終点として、太子中央線を走行し、葉室、山田を回る循環路線に加え、聖和台地区内の西山竜王寺線、喜志太子線を走行し、太子中央線から上ノ太子駅へ至る循環路線が計画をされており、これに伴ったバス停の位置、時刻表等も含めて、金剛自動車職員も協力しながら、地元自治会代表者への説明、又、道路運送法に基づく申請手続等、よ

り具体化されていくべく努力をされておられます。

又、支線交通につきましては、現時点では、現在の福祉センターバスを活用して、実証運行を予定しており、今後、福祉センターバスの利用者、乗り合いワゴン車の利用者への説明会、又、各地区での住民説明会等を進めると共に、先の全員協議会でご説明を申しあげました地域公共交通再編案について、7月号の広報紙への掲載も予定致しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ありがとうございます。

公共交通というのは、まちづくりの要にしてもらいたいですし、要となるものだと思います。市内の連携は、第5次総合計画やマスタープラン等の計画上に示されているからいいというものではないと思います。どこでどのように話をして、どう公共交通とまちづくりを連携させていくかは、職員さんが顔を突き合わせて議論して深めて頂きたいと思います。この点、よろしくお願いします。

持続可能で、より多くの住民が利用出来る公共交通にするというのであれば、今ある福祉センターバスや乗り合いワゴンに乗って移動している人が、1人でも乗れなくなるような支線交通にしては駄目だと思います。乗れなくなった人が出てきて、料金が発生することになって、乗り継ぎが必要になって、果たして住民さんがこれで良くなった、喜んでもらえるのでしょうか。今後、福祉センターバスの利用者、乗り合いワゴンの利用者への説明会、又、各地区での住民説明会等を進めるとのことですから、そこから出てくる意見をよく聞いてください。ただ、この間の話の進め方が、有料の金剛バスが走っているのに、無料のバスやワゴン車が走っているのはおかしいですね。いくらだったら払えますか、こんな話から始まってたんです。こんなように、始まらないように気をつけてください。

支線交通には、今までの福祉施策が担ってきたことを今後どうするのが問われているように思います。示されたスケジュール案では、来年の6月から支線交通の実証運行になっていますが、太子中央線を走る金剛バスが新たに出来るのですから、少なくとも今ある福祉施策をそのまま継続していれば、新路線分が全くのプラスの公共交通になります。ですから、太子町線を走った時点で、今よりは良くなるという訳です。ですから、支線交通については、じっくり考えては如何でしょうか。後退させることなく、充実す

る方向に進むようお願いしておきます。

この会議には、社協の会長さんも入っておられますが、本当にあの地図を見たら、社会福祉センターのあのバスはどこに行くのか、それは一番お考えになると思うんです。これを見て、社協利用者は確実に不便になると思うとおっしゃっていました。でも、この後の話の進め方で、社協を利用する方が納得して頂く方向に進むんだったら、いいかなというようなことを第1回で釘を刺しておられました。そういうことも、きっちり胸に置いて、話を進めて頂きたいと思います。

又、全員協議会で太子町地域公共交通再編案についての説明がありました。特に今言う交通体系案を見て、金剛バス路線しか残らないのか、福祉センターバスは全面撤退するのか、乗り変えなければ福祉センターまで行けなくなるのか、支線交通の運行時間が9時から15時と短いのではないのか、なぜ70歳以上なのか等、様々な意見がありました。示された交通体系は、太子地区に犠牲を強いている、今まであったものがなくなることは抵抗がある、反対がなかったのか、こう言われた議員さんもいらっしゃいました。

議員が色々意見を言いましたけれども、31日に開かれた公共交通会議で会長が了承頂きますねと確認をとり、この案は前に進んでいます。私は以前、直接、小川会長から議員がこの会議に入りたくないと言っていると聞いていると言われました。心外です。そんなことは正式な議会の場で、ここにいる議員の誰も言っていないと思うんです。聞いたことありませんから。

議員については、公共交通の取り組み状況等について逐次説明を行い、ご意見等を頂く機会があるというふうに認識してございます。国のガイドラインにも議員については、会議メンバーに特に明記されていないということになってございます。同様の会議を設置している市町村においても、交通に関する予算を議会で審議することとなるということから、委員として入ると自由闊達な意見が出せなくなるといった理由から、議員が委員になっている市町村は殆どないというふうに聞いてございますと、この条例審議の時に言われましたので、殆どない、自由闊達な意見が出せなくなると言われても、河南町のこの公共交通の会議には、議員が入っていますから、その点は理由にはならないなど、その時思いました。でも、きっちり逐次説明してくれるんならと思ったから、日本共産党は反対しなかったのです。全会一致はそういう背景があつてのことです。ところが、始まってみれば、きっちり説明してくれているんでしょうかね。ないように思うんです。

公共交通の会議でも委員さんの中から、なぜ議員は入っていないのですか、と尋ねられました。25人の枠いっぱいの委員がある訳でもありませんし、又、傍聴していると、議会で私が一般質問で質問して、当局が答弁した到達線すら、その会議の場では誰も言いませんから、会長にも伝わってません。それについて、町からいや、これは違うんですよとか、誰も説明しようともしてなかったんです。これでは、住民の生活に密着した、これからの支線交通が現状より悪くなるんじゃないかとの不安が拭えない訳です。

そこで、再度お尋ねしますが、本当、この支線交通がきっと福祉の面で一番補う話になると思うんです。大切な支線交通だと思います。ですから、この会議に委員として参加しておられます副町長に再度答弁をお願いします。

いい会議になって、いい公共交通が出来ればいいと思っているんです。ですから、そこに議員が入ってもおかしくないと思うんですけれども、議員は入ってはいけない会議でしょうか。

又、いや、そんなことないです、いや、それなら入ってもいいと言って頂けるんだったら、本当いいんですけれども、逆に入らなくても、先程言いましたけれども、きちり説明する、今以上にちゃんと説明するというのであれば、今後どのように説明する機会を設けていくのか、お考えがありましたら、お聞かせください。

議会で審議された到達点とか、町が思い描く太子町に合った公共交通と違った方向に、何か進行しそうになった時に、はっきり、その場にいらっしゃる委員さんの1人ですから、副町長が軌道修正してくれるのでしたら、私の心配、本当これからどうなるのか、本当に心配なんですけれども、心配が減るのですけれども、これからの会議をどうしていくのか、答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） ご指名頂きましたので、私の方から答弁致します。

色々とお質問頂いたことも踏まえまして、先程の議会の議員の参加も含めて、少しお話をさせてもらえたらなというふうに思います。

地域公共交通につきましては、前回の一般質問でも色々答弁させて頂きましたけれども、それぞれの自治体におきまして、地域の形態、それから運用、財源等によりまして、交通網の計画は様々であり、中々お手本となる決め手となるモデルが見つからないというところで、我々も頭をひねっているのが現状でございます。

そんな中で、どこの自治体も、又、民間会社におきましても、やはり持続可能な交通

体系が望まれてるということは言うまでもありませんが、先日の新聞報道におきましても、路線バス10年で1.3万キロ消滅という見出しで利用者の減少や、そして運転手不足による廃止路線の増加がクローズアップされたところであります。何分、先を見通したこの持続可能な交通体制の先がなかなか見えにくいということにおきまして、本町におきましても、具体的な策を法に基づく会議により、現在、議論を重ねており、西田議員におかれましても、会議の傍聴や、そして住民参加のワークショップ等、本当に積極的にご参加願っております。ありがとうございます。

5月31日の地域公共交通会議におきましても、具体的な地域公共交通の再編案を示しまして、ご承認を頂いたところであり、事務局も含めまして、一定の評価を頂いたというふうに思っております。地域公共交通の再編案では、公共交通を利用可能な方につきましては、既存のバスに加えまして、先程の新聞報道では、まだ逆に新たな路線として、金剛バスが12月を目処に本格運行を計画されている基幹交通、又、支線交通を利用して頂くことになります。

特に今、議員からの質問にもありましたように、議論になったのは、やはり福祉センターバスの送迎について、支線交通がスタートすれば、自力で金剛バスに乗れる方につきましては、役場までまず来て頂き、乗り継ぎ、役場から、そして福祉センターへ行って頂くことになり、少し今までよりご不便をおかけするようなこととなりますが、役場から福祉センターへの本数は現在1便ということになっておりますけれども、役場をハブ機能として乗り継いで頂ければ、予定では、時間制限がありますけれども、1時間に1本のペースで、福祉センターに行って頂けるということで、今まで以上に多くの方が福祉センターを利用して頂けるというメリットもあるかなというふうに考えております。

しかしながら、今まで直通で福祉センターへの送迎を利用されていた方が、不便と思われるのか、これが福祉の後退というふうに思われるかということですが、まあまあいい方を考えますと、いやいや外出支援の機会が増えて、外出支援と思われる方もいらっしゃるかもわかりませんが、又、今後の啓発運動に加えまして、持続可能な地域公共交通へのよき理解者として判断して頂ける方もあるかもわかりませんが、何れにしましても、議員ご指摘のように、我々しっかり行政としては、今後におきましても住民への理解が頂けるように、順次地域への説明会をし、そして又、実証運行を踏まえて、啓発していかなければならないというふうには思っております。

次に、行政として少しでも、福祉が一步でも前進出来るようにということで、今回、

公共交通の利用が困難な方につきましては、太子町の独自のモデルと致しまして、新たに地域包括支援センターと連携した外出支援窓口を設置致しまして、その人に合った福祉施策の移動サービスをご案内するというふうに思っております。この機会に、交通以外にも色々ご相談して頂けるようなチャンスがあるというふうに思っておりますので、少しでも住民の皆様にお役に立てるような、福祉サービスの充実を求めていきたいというふうに現場の担当者からも意見が出ております。

金剛バス等の利用が困難な方につきましては、町によります福祉センター等への送迎サービスであるサロン送迎を新規に現在、検討しております。これらの方につきましては、引き続き無料による移動手段の確保を図る観点から、路線バス、支線交通利用者に対する福祉センターへの支援制度等を含めて、減免、もしくは無料とするものとしております。又、この他にも福祉、介護タクシー路線についてもあわせて検討を重ねて参りたいと思っております。

何れにしましても、地域公共交通の再編につきましては、より多くの方に利用して頂けるよう、何度も申し上げますけれども、持続可能な地域公共交通の構築に向けた今後においても、本町にとって望ましい公共交通のあり方を、継続的な検証が求められているところであり、引き続き地域交通会議においても検討を進めることとなりますが、議会とも十分しっかりと調整をして参りたいというふうに考えております。

最後に、頂きました議員の方々が公共交通の参加が出来ないのかということでありませうけれども、議員からのご質問の内容にもありましたように、議会議員の委員での参加につきましては、当初、大きな予算も伴うことも十分考えられるので、議会の発言はこの地域公共交通においても、大きな影響力があるということで、委員での参加は控えられたというふうに私も記憶はしております。

しかしながら、この会議も始まって2年以上が過ぎようとしている中で、やっと大きくスタイルも出来ましたし、具体的な案も出てきました。そして、これに伴って、地域に合う実証運行も進めていかれるということでもありますので、この点において、この時点において、議員の皆様方が多くこの会議に参加する必要があるというふうにお考えがあるのならば、この議論は必要であるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ありがとうございます。議員がどうするか議論してくださいと、

又、ボールが返ってきたと思います。又、皆さんと考えていけたらと思います。

改めて、公共交通とはということでいくと、交通は人や物の交流や活動を支え、私達の生活にとって欠かせないものです。交通を取り巻く社会経済情勢は地域社会の高齢化、人口減、地球環境問題の深刻化等により、大きく変化してきています。高齢者の運転ミスによる事故も連日のように報道されており、これまで自家用車を利用していた人が高齢になって、自家用車を手放さざるを得なくなって、移動が大きく制限される移動制約者になっています。身近にあったお店がなくなる中で買い物難民が発生し、交通弱者の日常生活が困難になっています。

先程来、ずっと持続可能な交通体系と申しますが、持続可能な交通体系を壊してきたのが今の自民党政府です。自民党政権のもとで進められてきたモータリゼーション推進、自動車優先、道路偏重の交通施策が、道路公害の発生や地域公共交通の衰退等、様々な弊害をもたらしてきたことは明らかです。地球温暖化対策を強化することも喫緊の課題となっており、自動車優先、道路偏重の交通施策を抜本的に見直し、私達住民の足を守り、人間を優先した政策に転換すべきです。安倍自公政権が2013年に制定した、交通政策基本法は、移動権の保障を盛り込まず、交通政策基本計画では、大規模開発事業が目白押しの内容になっています。

公共交通に求められているのは、交通、移動の権利を保障することであり、交通の安全を確保することです。交通移動の権利は、日本国憲法が保障した居住、移転の自由、生存権、幸福追求権等と関連する権利です。この公共交通会議の中には、国土交通省のお役人さんも入っておりますが、自治体やそこに住む住民さんに企業を守れ、持続可能にしろと言うのは本末転倒の話だと思います。安心して暮らせる太子町を作る為にも、交通、移動の権利を保障する、そのことに力点を置いた会議を進めて頂きたいと思いません。

高槻市を例に挙げますけれど、高槻市には市バスがあり、高齢者無料乗車券があることで、高齢者が出かけやすい条件があります。高槻市の高齢者は、大阪府下の市町村よりボランティアや地域づくりへの参加意欲が高く、結果として介護認定率が低くなっており、府平均より費用も少なく済んでいるとのことでした。

福祉センターバスやワゴン車を走らせるのに、今、1千万円かかっているとの数字だけを見て、これ以上増やすことも出来ない、何とか減らすことが出来ないか。こんな金額だけを見て、進める事業ではないと思います。基幹交通はもとより、これから支線交

通を考える上で、福祉の視点は絶対に外すことは出来ません。地域公共交通の再編に向けてのフォロー検証では、3月の1ヶ月で福祉センターバス、乗り合いワゴンを利用した人、一人ひとりの状況を手のひらに乗せて、利用可能者か利用困難者かを分けて示してくれています。こんなきめ細かなことが出来るのが、この太子町のよさです。

私の知り合いですけれども、80歳を超えておられて、この知り合いが歩いてサンプルから買い物して帰ろうとしたけど、途中で気分が悪くなったから、きっと無理やろうなど思いながらも、乗り合いワゴンを利用出来ませんかと電話をしたそうなんです。それは、でも無理ですね、急ですから。乗れませんと言われたそうですけれども、当然だから、休み休み家に帰ったそうです。でも、この人はその時に名前を名乗っていないんです。でも、役場の電話を切ってから、こんな電話をかけてくるんだから、この人は何かあったのかもしれないと、声だけでそのルートを、そういう使い方をするとということだけで、私の知り合いの名前がわかって、その家に大丈夫ですかと電話をくれたそうです。知り合いは名前も言ってなかったのに電話がかかってきたから、本当にびっくりしましたと言ってましたし、同時にそれだけ気にかけてくれていたのかとうれしかったとのことでした。

心のこもった対応を太子町はしてくれています。でも、財政的な視点が強くなれば、そんなお金にもならない、数字にも現れてこない、心のこもった事業が後退するのではないかと、それも心配なのです。ワークショップに参加した住民に、昨日でしたかおとついででしたか、私も参加しましたから、封書が届きました。こんなふうに進んでいますよというお知らせをしてくださって、これも本当に丁寧な対応だと思います。町長も公共交通はご意見を聞きながら、頂きながら進めたいとこの間おっしゃってました。広報で知らせることや、今後住民の声を聞き、説明する場を設けるとのことですから、福祉の視点を持った、太子町に合った、住民に交通権を保障する公共交通の充実をお願い致します、この質問を終わります。

続きまして、2問目、障がい者への防災対策、避難支援行動マニュアルの作成をについて質問します。

毎年、日本列島のどこかで自然災害による被害があり、今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震は、いつ発生してもおかしくないと言われています。太子町では災害に対する予防対策、応急対策及び復旧復興対策等を総合的かつ計画的に推進する上で、基本となる地域防災計画に基づき、様々な対応、対策をとることとなっています。

この6月議会では、太子町災害弔慰金の支給に関する条例改正の議案が審議され、わずかながらですけれども、内容も充実されてきました。近い将来発生が予想される大規模災害への備えが年々進んでいるように思いますけれども、高齢者、乳幼児、障がい者等、災害時に比較的危険にさらされやすい、災害弱者への防災対策は進んでいるのでしょうか。特に障がい者に対する対応についてお尋ねします。

2018年度、大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート結果報告書、これは2019年3月発行になっておりますが、これによりますと、太子町は避難支援行動マニュアル予定なし、個別計画検討中、福祉避難室の設置未定、福祉避難室ガイドラインの整備予定なし等、不十分な回答が連なっています。これでは障がい者の方や障がい者のご家族は安心出来ないと思うのです。太子町はこのアンケートの回答通り、今後も避難支援行動マニュアルを作成する計画がないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 障がい者への防災対策、避難支援行動マニュアルのご質問でございますけれども、私の方からご答弁を申し上げます。

近年、日本国内では多くの地震や台風等の自然災害に見舞われ、多くの被害が発生しており、平成30年には大阪府北部地震や西日本豪雨が発生する等、災害による被害は身近なものとなっている状況にあります。

本町では、従来から防災行政無線（戸別受信機）の各戸設置や、土砂災害危険区域台帳の整備等、独自の防災対策に取り組んできたところでございます。

又、平成26年には災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたことから、改正法に基づき避難行動要支援者の名簿についても、作成しているところでございます。この要支援者名簿に掲載しているのは、災害発生時に自ら避難することが困難で、避難支援が特に必要な方で、障がい者に限らず、要介護状態区分における要介護認定3から5の認定を受けた方、身体障害者手帳1級、又は2級を所持する方、療育手帳Aを所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方、及び概ね70歳以上のひとり暮らしの方や難病患者、妊産婦、乳幼児となっております。

この名簿に基づき策定をしました避難行動要支援者支援プラン、所謂災害時要支援者避難支援計画、これをマニュアルとして、平常時から要支援者に関する情報を把握し、風水害や地震等の災害時には遅滞なく情報を伝達、避難誘導等を行えるよう活用してい

るところでございます。

又、住民向けには、避難行動要支援者の避難支援について みんなの力で地域を守ると題しました冊子を活用しまして、町関係部局及び社会福祉協議会協働のもと、町会、自治会での地域づくり勉強会において、今現在、鋭意取り組んでおる所でございますが、その勉強会において配布し、必要な知識や心構え、準備等について説明を行っているところでございます。

この地域づくり勉強会では、自助、共助の大切さを主眼とした出前講座や災害時、平常時の分け隔てなく、地域での見守り活動が大切であることも含めてご説明をさせて頂くと共に、演習としまして、町会、自治会の範囲の地図を用いた図上訓練も、所謂想定図上訓練も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） なかなか多岐にわたるので、いろんなことはやってはると思うんです。この地域づくり勉強会にも沢山、役場であったり、社協の方であったりも出かけてこられて、自治会まで来られて、本当に丁寧なお話をしてくれると好評だと聞いております。まずは、災害が起こった時にどうやって避難すればいいか、どこに避難すればいいかを把握されていることが、命を守る上でとても初期としては、重要なことだと思います。

ただ、障がい者の方、又、ご家族はその避難した後の避難所生活も心配されているのです。そこで迷惑をかけることにならないか、人が大勢集まっている見知らぬ場所に行きたがらなかつたらどうしようか、1避難所で大丈夫だろうか等、大きな不安を持っておられます。

この報告書では、太子町では災害時の福祉避難所は1ヶ所とあります。障がい者の方は一人ひとり違う障害を抱えています。障がい者の親御さんは、避難先の避難所生活やどこが受け入れてくれるのかを心配しているのですから、名簿があるなら、体育館等、多くの人が集まる場所ではなく、直接福祉避難所に行ってもらっては如何でしょうか。慣れない環境で大声で叫ぶ障がい者もいらっしゃるらしいです。この方への対応はどうかになるのでしょうか。名簿があるとおっしゃいますけれども、施設に入っている障がい者もその名簿に載っているのでしょうか。たまたま施設から太子町に一時帰宅で帰っている時に、たまたまこんな災害に遭ったら、名簿にあったらいいんですけれども、名簿に

なくても対応は可能なのでしょうか。様々な不安を抱えています。是非災害弱者である障がい者の避難所、そこでの生活の方法、具体化をお願いしたいのですけれども、検討頂けないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中村直幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（横田 勝君） 引き続き私の方からご答弁を申し上げます。

議員ご質問の障がい者はもとより、要支援者も含めまして、それぞれ個々に応じた詳細な避難支援計画は、現在、策定しておりませんが、特に障がい者の計画については、今後、先例市町村の事例や取り組みを参考に研究して参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 是非検討をお願いします。福祉避難所が指定されていても、全ての障害の特性に合わせた対応が出来るはずありません。障がい者の避難のあり方を研究し、備蓄品の確保、避難訓練の実施等、対策としても必要です。このアンケートを取りまとめた障害者（児）を守る全国連絡協議会、きょうされん大阪本部に問い合わせ、先進事例を取り込もうと思いますからね。大阪府内で進んでいる自治体はないか尋ねたのですけれども、どこも差はないようです。都道府県で先進県と言われるのが兵庫県だそうで、兵庫県では個別支援計画をケアマネや相談支援専門員が作成することとして、その費用を県が負担する事業を開始するとのこと。大阪府には兵庫県のよう、府の責任で、個別支援計画が前に進むように予算措置をとることを求めてください。

太子町として、これから検討するというのであれば、防災会議に障がい者団体の代表も加え、意見が反映されるようにしては如何でしょうか。又、福祉避難所のあり方については、早急に検討し、マニュアルを作成して頂きたいと思います。福祉避難所訓練も必要ではないでしょうか。

NHK、これ、6月6日に放送されていたそうですけれども、自治体は障がい者が避難する避難所施設を言わない、言ってくれないとの報道があったそうです。その理由は1つの施設に集中しては困るからとのこと。その件については、心配することはなく、障害に合った、その人に合った施設を先に伝えている方が障がい者が混乱しなくていいそうです。きょうされんの方が、大きな市より一人ひとりの顔が見える小さな町の方が、そういった支援策は作りやすいとおっしゃっておられました。

是非、どんな対応をしてほしいのか、住民の方、まあ障がい者本人であったり、障がいの親御さんであったりの声を聞いて、災害時になって慌てることのないように、具体的なマニュアル、個別支援計画を策定して頂くよう要望致しまして、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて、西田議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩と致します。再開は放送にてお知らせ致します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中村直幸君） それでは、再開致します。

次に、4番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 通告に基づきまして、農業を生かしたまちづくりを、太子町の農業の現状と第5次総合計画の農業の位置づけについて質問致します。

人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”の実現に向けて、第5次総合計画が策定されました。本町の農業の特色は都市近郊農業であり、ブドウ、ミカン等、果樹栽培が盛んとされています。人と自然、太子町の里山の自然を形作ってきたのは、長年の農家の営みがあってこそだと思います。農業は国民に安心・安全な食料を供給すると共に、国土、環境を守る役割を担っています。世界ではこれまで主流だった大規模化、企業化、化学肥料、農薬の大量使用から小規模、家族農業に光を当て、手厚い支援を行うことで、飢餓や貧困の克服、持続可能な発展、環境の保全を図る流れに転換が進んでいます。

しかし、安倍政権は昨年12月に発行した環太平洋連携協定、TPPでは牛肉の関税38.5%を15年後には9%にまで削減する等、重要品目の多くで関税を削減、撤廃しました。日米FTA自由貿易協定をめぐっては、トランプ大統領が8月に大きな発表が出来るか等、際限のない自由化に突き進んでいます。国内では財界の言いなりに、農地の8割を意欲ある担い手に集中する政策、企業参入を最優先し、米の生産調整に協力する農家への戸別所得補償を全廃、主要農産物種子法廃止の強行等、家族農家を支えてきた基盤を破壊してきました。農民連の笹渡義夫会長は、安倍政権はTPP等、

異次元の自由化を進め、農家を支えるあらゆる制度を壊してきました。これまでの自民党政権にない異次元、異質な悪政ですと批判しています。

長年の我が国の農政により、全国的に農業者の減少、高齢化が進み、耕作放棄地が増加し続けています。これは太子町も同じで、平成2年には、208ヘクタールあった耕地面積が、20年後の平成22年には約4割減り、133ヘクタールとなりました。しかも、20ヘクタール、約15%が耕作放棄地となっています。

第5次総合計画の基本構想では、本町の重要な産業、あるいは基幹産業である農業として位置づけられています。農業の振興と問題点を解決する為に、行政として農業委員会や農協、農家と協議され、要望をどのように把握されているのでしょうか。

又、太子町の自然を守り、災害を防いできたのは農家とその共同作業によるところのものです。農業者の減少は、ため池、水路の管理等を困難にし、高齢者だけの農家の方は、ため池の草刈りに人を出すのも年をとって大変だと言っておられます。

又、耕作放棄地の増加によって、依然としてイノシシ被害が続いています。更に、鳥獣被害は農地を荒らすだけでなく、住宅地に迫っています。イノシシは磯長台にも出ていますし、アライグマは住宅地に住みついています。町の貸し出し檻を設置してもらいましたが、捕獲には至っていないとのこと。幸い、今のところ、人的被害は聞いておりませんが、農家だけの問題にとどまらず、全住民の問題になりつつあります。

総合計画に太子町のポテンシャル、豊かな自然環境とありますが、里山の自然と農業の役割をどう考えるのか、太子町の農業の現状と位置づけをお聞かせください。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 農業を生かしたまちづくりを、太子町の農業の現状と第5次総合計画の農業の位置づけとの質問について、私の方からご答弁を申し上げます。

太子町の農業の現状と致しましては、農林業センサス等によりますと、農家戸数、経営耕地面積共に年々減少傾向にあり、農家の高齢化と共に、耕作放棄地の増加が顕著になってきております。担い手育成並びに耕作放棄地の解消に向けた取り組みが、喫緊の課題となっているところでございます。

そのような中、第5次太子町総合計画では、農業を本町の基幹産業と位置づけ、担い手の確保や農空間の保全等、農業の活性化に取り組むこととしており、農業振興策においては、農地の利用促進において、農業経営の規模拡大に取り組む意欲のある農家への、

農地の貸し借りの促進、耕作放棄地の解消と致しましては、農家等からの相談に対する受け付け対応、その他地区農業委員さん、地区推進委員さんと共に共同で、農地パトロールを毎年実施し、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。

又、農環境の保全と維持と致しましては、東條地区に広がる棚田に代表されるような景観形成並びに自然環境の保全の取り組みの他、ため池、水路の管理等に対しては、原材料の支給等を通し、地区への支援を行っているところでございます。

更に、鳥獣被害対策と致しましては、太子町有害鳥獣対策協議会、捕獲隊との連携並びに、農作物の被害防止資材購入補助制度の利用促進等の取り組みを行っているところでございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 引き続きまして、後継者問題、現在の経営を維持する為に、太子町として農業の支援策をとって頂きたいというふうに思います。第5次総合計画の基本計画では都市農業の振興を図る施策として、農業の担い手の育成と耕作放棄地対策の為、農地中間管理機構を活用した、遊休農地のあっせんや新規就農者の確保に努めます。市民農園の新規開設をPRし、体験型農業の提供を通じて、一般住民への農業に対する関心を高める等、都市農業を振興する為の対策に取り組まさせていただきます。

農業を振興する為には、農業に従事する人がいるかいないかが最も重要です。以前、新たに農業を始める為に、青年就農給付金制度がありました。新規就農者にとって大きな支えとなる制度でしたが、残念ながら、太子町では利用する人はありませんでした。この制度は今、農業次世代人材投資事業に変わりました。部分的には年齢上限を45歳から50歳に引き上げる前進はありますが、返還要件や支給打ち切り要件が導入される等、利用が難しくなっているとも言われています。本町の就農支援の取り組みと農業次世代人材投資事業の内容と状況をお聞かせください。更に、農の雇用事業の関連や新規就農支援の国、府の施策の活用は進んでいるのでしょうか。

又、耕作放棄地対策として、農地中間管理機構を活用するとあります。全国的にはあまり前進ないようですが、太子町の活用状況をお尋ねします。太子町では、ぶどう塾が取り組まれています。新たにブドウづくりを始めた人や援農隊に参加されている方もおられます。ぶどう塾の経過と到達、今後も行政としての支援はあるのでしょうか。農業者の減少と高齢化により、農家は以前、組、6～8軒での共同作業で、ハウスのビニール張りを行っていました。それが困難になり、援農隊への期待が高まっています。援

農隊を増やすことは施策の目標にもなっています。援農隊は増えているのでしょうか。又、他市町村の関係はどうなっているのでしょうか。

農家が援農隊に依頼する為には、ボランティアとはいうものの、時間給が800円台から、1千500円台になったと聞いております。農家にとってはかなりの負担です。太子町として、ぶどう塾や援農隊への補助や助成はないのでしょうか。今後、農家支援も含めて検討してください。

あわせて、他市町村のこのような農業援助の制度はあるのでしょうか。又、基本計画にある体験型農業に参加を呼びかける等、農業の担い手を増やす方策はあるのでしょうか。大阪市内等、インターネット等も活用し、広く呼びかけることで、担い手の発掘してはどうでしょうか。

次に、道の駅等、流通面での支援策をお尋ねします。

太子町にも道の駅があり、住民にとって新鮮な農作物を入手出来る場所の1つです。近隣には大きな直売所を併設した道の駅が増えていますが、小さくても千早赤阪村の道の駅は、新鮮でおいしいイチゴを販売して、列をなす盛況ぶりとのこと。特色を持った新鮮な農産物を販売すれば、住民や遠方からも人が来ます。道の駅が取り組むべきことでしょうか、行政の支援策はないのでしょうか。又、直売所の設置や学校給食への利用等、地産地消を進め、農業の振興を図るべきです。

以上、太子町の農業の振興支援策について答弁を求めます。

○議長（中村直幸君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（浅野達雄君） 農業に対する支援策につきまして、耕作放棄地の解消や後継者問題に対する町の支援策と致しまして、議員がご紹介されました通り、旧青年就農給付金事業、現在は農業次世代人材投資事業の利用促進を図っており、現在までのところ、本町での利用実績はないところでございますが、当事業には準備型の支援として、就農前の研修を後押しし、最長2年間、年間最大150万円を交付するもの、それと経営開始直後の経営確立に対する最長5年間、年間最大150万円を交付する制度がございます。共に今年度からは、支援対象者の年齢要件が、45歳までであったものが50歳に引き上げられました。新規就農者の裾野の拡大が図られることにより、今後は少しでも利用の促進につながればと考えておるところでございます。

又、意欲的な農業者への農地利用の集積、集約化を行う取り組みと致しまして、農地中間管理機構において、大阪府みどり公社の農地の貸し借りの仲介が行われております。

平成30年度末で9件、1.6ヘクタールの成果を上げております。

更に、農の雇用事業の制度と致しまして、雇用就農者の確保、定着を促進する為の新規就農者等に対する実践研修の支援や、経営所得安定対策等事業では、転作作物に対する産地交付金の助成制度等、国、府と連携を図りながら、その啓発に努めているところでございます。

又、道の駅近つ飛鳥の里・太子の状況でございますが、新たに近隣に道の駅がオープンした関係等によりまして、年間売上金額につきましては、ここ数年、減少傾向にあるところでございますが、農家、消費者のニーズに応えられるように、太子町の特産物であるミカン、ブドウを中心に、新鮮でよりよい商品を販売することで、太子町としての特色のある道の駅を目指しておられるというところでございます。

又、ぶどう塾の関係でございますが、平成12年に大阪府並びにJA大阪南の協力のもとスタートし、平成25年にはNPO法人太子町ぶどう塾として組織強化されました。活動内容と致しましては、遊休農地対策やブドウ農家への援農活動、農道の維持補修、ため池周辺の草刈り等の活動等を実施されており、平成26年2月の雪害時には、ハウス復旧に大きく貢献、又、昨年9月の台風被害においても、農家25軒、約5ヘクタールのハウスの修復を、一手に引き受けられたところでございます。

平成31年3月現在の会員数でございますが、正会員が11名、ボランティア会員55名となっております。

現在、本町と致しまして、当該ぶどう塾には、活動の広報協力や会議場所の提供等、側面的に協力支援をしているところでございます。又、その他と致しまして、食育を目的としたわくわく農業体験、又、小学校の稲刈り体験等も実施しており、この取り組みが子ども達の農業に親しんでもらうきっかけとなればと考えております。

何れの制度におきましても、農業を支える人材の十分な確保には至っておりませんが、次代を担う農家の育成については、国や府にとっても重要な課題となっており、本町と致しましても、これらの諸課題への対応は、町の政策課題と捉え、今後とも取り組んで参りたいと考えているところでございます。

○議長（中村直幸君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 第5次総合計画は、来年で折り返しの5年目を迎えます。農業の振興については、担い手の育成、新規就農者の確保、耕作放棄地対策や施策に対する評価指標と目標の実現は、十分に果たせていないと思われまます。基幹産業として、まちづ

くりに欠かせない農業の振興に太子町の独自施策等、より一層の行政努力を求めます。

日本の農業は、農家、販売戸数、農地とも減り続け、生産基盤の弱体化は深刻になっています。食料自給率は38%に下がり、国の自給率目標45%にどうやって引き上げるか、安倍政権には農業政策がありません。米の生産能力は十分あるにもかかわらず、何十万トンもの輸入枠を設けて、外米輸入に優遇策をとっています。果てしない輸入自由化路線は、全国の生産者に深刻な先行き不安を与え、離農を加速させています。農業支援といっても、補助金は大規模化、法人化を条件とし、中小家族農家には、自らの所得を増やすよう、自助努力を求めるだけです。

今年から国連が呼びかけた家族農業の10年がスタートします。食料供給の中心を担う家族農業の重視が、世界の流れです。日本の農業は98.2%が、家族経営で支えられています。家族経営を支援する価格補償や所得補償を行い、農業経営の下支えにすることこそが、国連が提起した家族農業に関する公共政策です。家族経営を支援する農政の転換の時が来ていることを指摘し、国の農業政策が日本の農業問題を解決出来ない中、地方自治体が現場に即した役割を発揮されることを求めまして、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて阪口議員の質問を終わります。

次に、5番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

[4番 村井浩二君 登壇]

○4番（村井浩二君） 議席番号4番、ふたかみ会、村井浩二でございます。

通告させて頂きました質問の、小さな問い1と小さな問い2の順番を替えさせて頂きまして、質問させて頂きます。

まず、質問の前に、皆様も記憶に新しい、平成26年に新たな枠組みとして、羽曳野市、藤井寺市、そして太子町の共同PR事業であった映画、あしたになればの撮影、上映会から4年が経ち、映画作品自身もその後、第6回北京国際映画祭において、2016北京・日本映画週間での上映作品に選出され、国内外の映画ファンを始め、世界各国の皆様に撮影ロケ地でもある、我が町太子町や南河内地域の魅力発信に大いに貢献したのではないかと推測しております。

そして又、映画共同制作を通じ、羽曳野市、藤井寺市と共に、互いの信頼関係を構築させた上で、初恋ドーナツの開発等、共同で事業を継続的に進め、積み重ねてきたことにより、その後続く竹内街道の日本遺産登録、そして、先日発表されました2020

東京オリンピック聖火リレーコースの選定等、新たな連携や協力の形が我が町の町益にも効果が少しずつありますが、現れてきているのではないかと考えております。

しかし、今年に入ってから、大阪府内の自治体を取り巻く環境は大きな渦の中にあり、財政力の乏しい本町も、その大きな渦に巻き込まれるのではないかと、先の不透明さと、不安に感じている住民も少なくないのではないかと感じております。

そこで、大阪府に設置されました広域連携及び合併に関する研究会の内容と、テーマ別研究会である大阪府内市町村の課題・将来の見通しに関する研究会、広域連携に関する研究会、合併に関する研究会、それぞれの報告書についてお伺い致します。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） 広域連携の方向性について、私の方からご答弁を申し上げます。

まず、ご質問の大阪府において設置されました広域連携、合併等に関する研究会の内容についてご答弁申し上げます。

日本全国の多くの市町村が直面しています人口減少、超高齢化、社会経済状況の変化、社会資本の老朽化等により、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、府内市町村が将来に渡って住民サービスを維持、そして充実していけるよう、必要な方策としまして、大阪府と市町村が共に検討、研究を行う為、基礎自治体の維持・充実に関する研究会として、平成29年11月に大阪府において、府内市町村34団体の職員が参画する基礎自治体の維持・充実に関する研究会が立ち上げられました。その研究の成果として、平成30年度にまとめられ、報告書が策定されたものであります。

この研究会では、市町村が直面すると想定される課題及び広域連携、市町村合併、市町村独自の取り組み、大阪府による支援等の対応策について調査検討、研究を行う為、テーマ別の研究会と致しまして、府内市町村の課題・将来見通しに関する研究会、広域連携に関する研究会、合併に関する研究会を立ち上げられ、府内市町村職員による会議が進められてきました。

まず、府内市町村の課題・将来見通しに関する研究会は、本町の職員も参加致しましたが、昨年4月に報告書が策定されております。的確な将来予想を踏まえ、将来のあり方について幅広く議論、検討を行っていくことが求められるというスタンスで、将来どう進むべきかを決めるのは市町村、そして住民であり、その判断の前提として、行政としての予測、考えられる対応策の整理が必要とされております。

又、広域連携に関する研究会は、昨年12月に報告書が策定され、人口減少、高齢化

に伴い、府内市町村には安定した行財政基盤づくりが求められることから、これまで以上に他市町村と連携する等、地域全体で協力し、行政課題に対応していくことが重要だとし、その上で連携の促進に向けて、どのような課題を乗り越え、連携を進めていくのかという観点で具体的方策を提示されております。

合併に関する研究会も、昨年12月に策定されており、将来に渡り、住民サービスを安定的に提供し続ける為に、合併は有効な選択肢となり得る一方、合併のハードルは高いことを指摘し、全国や大阪における合併の経過や課題等を整理、考査を行っております。

又、組織力強化に関する研究会、行政改革に関する研究会、公民連携による研究会のこれらについても本年4月に報告書が提出されております。

以上です。

○議長（中村直幸君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今、副町長によりご答弁頂き、府の研究会の報告でも、人口減少と超高齢化が急激に進む社会情勢の中、特に行財政基盤の弱い自治体では、何らかの対策を講じなければ、将来的に行政水準の低下が懸念されており、又、府議会においては、大阪府として基礎自治体の再編、市町村合併を含めた大阪府のデザイン案を提議していくべきとの質問に対し、基礎自治体の充実に向け、中核市並みの基礎自治体を目指す姿を示し、市町村の具体的な取り組みに繋げていきたいとの答弁もあります。

そして、本町も広域連携を進めていく中で、基礎自治体の機能の充実と、財政負担の軽減等を見込み、基礎自治体として存続させようとしてご努力されていることと認識しております。

又、広域連携の形には、協議会や事務委託、一部事務組合等、共同処理制度は規模の大きい小さいはありますが、まずは先程の小さな事業から連携、又は協力し合い、進めていかなければならないのではないかと考えております。

そして、先程山田議員の質問にもありましたが、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されるようであります。波及効果として、本町にも訪れられる国内外の来訪者の増加も見込まれます。

先日、あるインターネットナビ・サイトで、堺市、仁徳天皇陵を出発地点に登録し、目的地を叡福寺に設定して検索しますと、本町には南阪奈道路を通行し、上ノ太子駅前より太子中央線を通るルートが案内されました。又、出発地点を羽曳野市、応神天皇陵、

目的地を叡福寺で検索しますと、同じく上ノ太子駅前より太子中央線ルートが案内されました。観光まちづくり協会の設置、竹内街道の日本遺産認定等、本町も観光施策に力点を置かれ、自治体としての魅力発信や来訪された方におもてなし、太子町に来てよかった、また来てみよう、そして太子町に住んでみようという戦略を組んで施策展開されてると思います。

そこで、本町の玄関口の1つでもあります、上ノ太子駅前周辺及び、羽曳野市地域の太子中央線延伸部の街路樹の植栽や、維持管理、今や多くの本町の住民が通勤、通学に利用される上ノ太子駅前周辺の防犯灯の設置や維持管理を羽曳野市と協定を締結した上で、整備していく考えはないのか、お伺い致します。

○議長（中村直幸君） 副町長。

○副町長（松村勝之君） 続きまして、私の方からご答弁を申し上げます。

羽曳野市との連携、上ノ太子周辺の環境整備に関するご質問でございます。

上ノ太子駅前周辺は、ご承知のように羽曳野市領域であることと、太子中央線の羽曳野市領域は当初、羽曳野市において築造、整備されたもので、市の公有財産であることから、防犯灯の設置、植樹帯への植樹といった行為を、本町が直接行う場合は羽曳野市との占有申請や使用許可といった一定の手続、協議を羽曳野市と行う必要がございます。

ご質問の駅前の環境整備を、羽曳野市と本町の広域行政の制度を使って行うのはどうかというご質問でございますが、広域行政の制度自体も行政が互いに連携、そして協力し合うといったところの考えからいきますと、全国的にも数多くの自治体で取り組まれている制度であり、その点においては、大変貴重なご意見であるというふうに考えております。

太子中央線の羽曳野市領域に関しましては、以前よりも羽曳野市の担当部局においてもお願いしているところであり、特に道路の開通依頼につきましても、植樹柵の中低木の植樹を行って頂いているというものの、植樹そのものがなかなか育成しないといった状況でございます。

又、植樹帯の除草管理につきましても、羽曳野市の協力のもと、業務委託を行って頂き、年3回実施して頂いております。今年度につきましても同様、維持管理を行って頂いているところであります。

何れに致しましても、議員ご指摘の上ノ太子駅前周辺の環境整備につきましても、羽曳野市に努力して頂いておりますが、本町の住民の皆様が通勤、通学に利用されているこ

とを踏まえ、防犯上の安心・安全の確保、又、ご指摘の観光に訪れる来訪者の第一印象となる景観への配慮も必要だと考えておりますので、今後におきましても、引き続き羽曳野市にお願いも含めまして、ご協議して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村直幸君） 村井議員。

○4番（村井浩二君） 只今副町長より羽曳野市との間で協議して参りたいとのご答弁を頂き、平成16年に上ノ太子駅南側駅舎が新設され、太子中央線延伸部が太子小橋との橋梁により、駅前ロータリーと直結されました。当時の羽曳野市の多大なご協力とご配慮の上、現在多くの住民が利用するようになった、上ノ太子駅周辺があると聞いております。住民の防犯上の安全・安心の確保や本町の玄関口としての環境整備を羽曳野市との間で協議して頂き、浅野町長の手で、新しい時代に夢と希望を次の世代へのリレーをしっかりと繋げられるまちづくりの実施と長年の課題である上ノ太子駅前周辺の再開発の機運醸成を求めて、私の質問を終わります。

○議長（中村直幸君） これにて、村井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了致しました。

尚、最終本会議は、明日14日に再開させて頂きます。再開通知は省略させて頂きませんが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会と致します。

本日はご苦勞様でした。

（午前11時44分 散会）

【第 3 日】

令和元年 第2回太子町議会定例会会議録

令和元年6月14日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

1番	羽山茂男君	7番	山田強君
2番	森田忠彦君	8番	寺町幸雄君
3番	辻本馨君	9番	田中祐二君
4番	村井浩二君	10番	建石良明君
5番	阪口寛君	11番	中村直幸君
6番	西田いく子君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	浅野克己君	危機管理課長	村上正規君
副町長	松村勝之君	観光産業課長	西本武史君
教育長	勝良憲治君	地域整備課長	小角孝彦君
総務部長	今川新八君	生活環境課長	浅井尚和君
まちづくり推進部長	浅野達雄君	子育て支援課長	小路展裕君
健康福祉部長	横田勝君	福祉課長	松岡健一君
教育次長	田中清君	高齢介護課長	東條信也君
秘書課長	堀内孝茂君	健康増進課長	松井靖君
総務政策課長	奥埜哲生君	保険医療課長	子安逸二君
財政課長	吉田雅樹君	教育総務課長	池田貴則君
会計管理者 兼会計課長	奥野展久君	生涯学習課長	鳥取勝憲君
税務課長	林達也君	学務指導担当課長	西野直美君
住民人権課長	米田正径君	学校給食C所長	富田昌彦君

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第16号 太子町森林環境譲与税基金条例制定の件（総務まちづくり
常任委員長報告）
- 日程第2 議案第17号 太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件（総務
まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第18号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第19号 平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）（予算常
任委員長報告）
- 日程第5 議案第20号 平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）
（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第21号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員長・広報特別委員長・
生涯学習施設建設調査特別委員長）

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村直幸君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えた訳でございますが、各委員会におかれましては精力的にご審議を頂き、厚くお礼申し上げます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、本会は成立致しました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております通りでございます。

○議長(中村直幸君) それでは、日程第1、議案第16号から日程第6、議案第21号までの以上6件を一括議題と致します。

各議案は、去る3日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次、報告を願うことに致します。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

[総務まちづくり常任委員長 辻本 馨君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(辻本 馨君) それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件については、審議において、令和6年度からの課税対象者についての質問に対し、法律上、国民個人に係る税金であり、生活保護を受給されている方、障がいのある方、未成年の方等については非課税であり、企業に対しても課税されるものではないとのことでした。

太子町に対して交付される金額の算出方法についての質問に対し、平成31年度の総額の中から市町村で10分の8を予定されており、その中から私有林人工林面積割、林業就業者数割、人口割が計算され、本町に対して70万円という金額が見込まれているとのことでした。

事業メニューを令和6年度から本格的にやっていくのか、前倒しで行っていくのかの質問に対し、平成30年度に箱ヶ原林道の整備を約300万円を実施しており、今回譲与される金額は70万円が見込まれている為、箱ヶ原林道の整備のように一体的な整備を行うことも想定し、4、5年程度基金で積立し、活用していくことも視野に入れてい

るとのことでした。

納税者に係る税金の金額についての質問に対し、年1回1千円がかかるとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第17号、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件については、審議において、貸付利率の完全無利子化と、他市町村の貸付利率の質問について、利息については貸し付けの事務費に充当される為、無利子というのは難しく、他市町村の状況については、富田林市では保証人の有無で変動しており、なしの場合で1%、ありの場合で0%となっており、河内長野市も同様となっている。大阪狭山市では保証人の緩和なしで3%のまま、羽曳野市は保証人のありで0%、なしで1.5%、松原市も同様となっており、本町は他の市町村と比較しても、よい貸付利率となっているとのことでした。

どの規模の災害に対して適用されるのかについての質問に対して、災害により市町村の人口に応じた一定以上の住家の滅失がある場合で、本町においては、住家の全壊が40世帯以上に対して行うもので、国が地方公共団体の協力のもと、応急的な救助を行うものである。近年でいえば、大阪北部地震や熊本地震にも適用されているとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）については、審議において、全体の事業費と支出の割合の質問に対し、全体事業費は1866万5千640円、国庫補助金が92.2%で、1720万9千720円、町並びに山田財産区の負担金が7.8%で、町費が41万5千978円、山田財産区の負担金が103万9千942円とのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔福祉文教常任委員長 村井浩二君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（村井浩二君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件については、審議において、軽減対象となる第1から第3段階の所得に関する質問に対し、第1段階においては、生活保護受給者の方と世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方、第2段階は80万円を超え120万円以下の方、第3段階は120万円を超える方が対象となるとのことでした。

消費税増税の実施の有無に関わらず、低所得者の負担軽減を行うべきではないかとの質問に対し、介護保険料の軽減幅は、国が定めている軽減幅を上限として、各市町村の裁量で定めることが出来、第2、第3段階の国の調整率は0.75となっているが、本町においては、第2段階は0.72と設定しており、現時点においても引き下げている状態になっている。又、国の制度設計に基づく今回の消費税の増税分を活用した軽減強化についても、国の軽減幅上限まで軽減を行うとのことでした。

今年度中の保険料額の変更に係る徴収等の本町における対応についての質問に対し、令和元年度については、半分実施となる為、10月以降の保険料を軽減することとなる。住民への周知については、10月からの本算定に基づく通知を7月上旬に送付する際、今回の軽減内容を対象者である約1千人の方に通知し、周知するとのことでした。

議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、システム変更の実施時期と変更後に変更前の状態に戻す際の影響についての質問に対し、実施時期については、本補正予算成立後、すぐに着手を行い、仮に消費税増税が延期になった場合には、国からの対応が示されると思われる。現時点では、国からの通知等に基づき進めていくとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

羽山議員。

〔予算常任委員長 羽山茂男君 登壇〕

○予算常任委員長（羽山茂男君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第19号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）については、審議において、プレミアム付商品券の対象となる低所得者と子育て世帯の対象人口を問う質問に対し、現在の概算としては、非課税者、子育て世帯を含めて約2千700人で、内訳としては、非課税者で約2千400人、子育て世帯で約300人を想定しているとのことでした。

又、子育て世帯や非課税者で対象となる基準日を問う質問に対し、非課税者の基準日は本年1月1日現在、子育て世帯については、9月30日を基準日として住民基本台帳に登録されている3歳未満の子どもが対象となっているとのことでした。

プレミアム付商品券はどこでも利用出来るのかとの質問に対し、基本的には町内の事業者が対象とのことでした。

又、対象となる事業者は町内全てとなるのかの質問に対し、取扱店はこれから公募を行うと共に、応募して頂けるよう啓発を図っていくとのことでした。

プレミアム付商品券の販売受付開始日、受付終了日、利用可能期間を問う質問に対し、現在、非課税者への申請書等の送付を、8月頃に開始する予定としており、その後、申請に基づく審査を行い、9月頃から対象者の方に対して購入引き換え券の発送を始め、プレミアム付商品券の販売に関しては、10月から2月末を予定としている。プレミアム付商品券の利用可能期間については、10月から3月末の予定とのことでした。

その他、総務部関係で、地域公共交通事業の質問等がありました。

ドローンに関して、資格の取得と対象者の質問に対し、国家資格等は必要ないが、行政が運用するに際して、国土交通省の航空業のホームページに記載されている、技能承認等を実施する団体に講習を委託し、訓練飛行時間が10時間以上、講習終了後の技能審査を通過すれば、技能証明の証書を受けることとなる。ドローンの飛行に対しての承認申請については、技能証明書の添付が必要となる。対象者については、複数課から1名ずつ、計6名を選出し、資格を取得する見込みとなっている。人選については、防災

をメインに観光、政策、教育と利活用に適合する人選となっているとのことでした。

又、資格を取得する際に係る期間、講習に係る費用の認識と継続して取り組んでいくのかとの質問に対し、登録の期間については2ヶ年有効となっている。費用については、6名分の合計で講習代18万円、検定試験用30万円、資格の発行手数料12万円の予算を60万円計上している。資格については、継続して保持していくと共に、資格保有者を増加し、計画的に予算を計上していくことを検討しているとのことでした。

イベント時のドローンの活用について規制が多数ある中で、飛行させることが可能なのか、又、業者へ委託した場合の費用の質問に対し、飛行に関しては国土交通大臣の承認を受ければ、イベント等で飛行させることは可能となる。業者へ委託する場合の費用については、1回約10万円程度の費用がかかる為、機材費の考慮は抜きにして、自前で飛行させるのが、経済的であるとのことでした。

森林環境税と森林環境譲与税の違いについての質問に対し、森林環境税は令和6年度から国民に対して課税されるもので、森林環境譲与税は森林整備及び、その促進に関する費用に使用され、70万円が歳入見込みとなっているとのことでした。

幼児教育の無償化の中で、利用料の負担が増加する人がいるのかについての質問に対し、幼稚園、保育園等の利用料は3歳から5歳は無償、0歳から2歳は住民税の非課税世帯が無償となる。ただし、保護者から実費で徴収している諸費用で通園送迎費、食材料費、行事費等は無償化の対象外となる。副食費については、保育料の中に含まれていたものが外出しになるということで、現実的には実費負担が増えるということではない。尚、幼児教育の無償化は10月から実施となる為、近隣の状況も踏まえながら、今後の対応を検討していくとのことでした。

介護保険特別会計への低所得者保険料軽減繰出金により、軽減対象となる人数についての質問に対し、低所得者の負担軽減の対象は、12段階の所得段階のうち、1段階から3段階の1千77人と見込んでおり、第1号被保険者、約3千800人の3割が対象となるとのことでした。

以上、審議の結果、全員異議なく原案通り可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（中村直幸君） 只今、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案第16号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第16号を委員長の報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号、太子町森林環境譲与税基金条例制定の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第17号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第17号を委員長の報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号、太子町災害弔慰金の支給等に関する条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第18号を委員長の報告の通り、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案通り可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第19号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、平成31年度太子町一般会計補正予算（第2号）は、原案通り可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第20号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、平成31年度太子町山田財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第21号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案通り可決されました。

○議長（中村直幸君） 日程第7、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題と致します。

お手元に配付しております通り、議会運営委員長、広報特別委員長、及び生涯学習施

設建設調査特別委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮り致します。

各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中村直幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る3日に開会して以来、本日までの12日間、提出されました議案につきまして、慎重にご審議を頂き厚くお礼を申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における、各議員からのご指摘並びにご意見を尊重して頂き、事務執行に反映されますよう要望致します。

それでは、これをもちまして、令和元年第2回太子町議会定例会を閉会致します。

（午前 9時55分 閉会）

○議長（中村直幸君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（浅野克己君） 令和元年第2回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月3日に開会して以来、本日まで12日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして提出致しました全ての案件につきまして、原案通りご承認、ご議決並びにご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年も5月26日には全国各地で猛暑日となり、北海道で観測史上初となる5月に35度以上を記録すると共に、佐呂間町では39.5度を観測し、5月の全国最高気温を更新する猛暑日となる等、連日、5月とは思えない異常な猛暑が、全国的に続くこととなったところであります。

又、本年も既に各地で集中豪雨等による被害が発生しております中、本格的な梅雨、台風による風水害が発生しやすい時期を迎えることとなって参りますが、昨年7月の西日本豪雨においては、避難情報や防災気象情報が出されていたものの、避難をされなかった方も少なくなく、多数の犠牲者を出すこととなる等、従来の避難情報と防災気象情報が、種類が多くわかりにくいとの指摘があった為、本年より5段階の警戒レベルに整

理されると共に、警戒レベルと、とるべき行動等を具体的に伝えることとなりますが、新たな避難情報等の伝え方が正しく理解頂けるよう十分周知を図ると共に、これまで同様、危機管理に細心の注意を払い、判断の遅れは人命の危険につながることを考慮し、迅速果断に住民皆様の安全確保に努めて参りますので、ご支援、ご協力のほどをよろしくお願い致します。

最後に、近畿地方の梅雨入りが平年に比べて遅れているということから、先程も申し上げましたように、これから梅雨の本番を迎えることとなります。日に日にすっきりしない暑苦しい不快な天候が続くこととなって参ります。

議員の皆様におかれましても、健康には十分ご留意されまして、今後も引き続き町政発展の為に更にご尽力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村直幸君） 本日はどうもご苦勞様でした。これにて散会と致します。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 中 村 直 幸

太子町議会議員 山 田 強

太子町議会議員 寺 町 幸 雄